

フォレストリースクール実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、小・中学生を対象に、自然体験活動や森林環境教育に関する学びを通して、自然のよさや豊かさを感じたり、森林のもつ機能や働きを知ったり、環境問題等について考えたりすることで、森林や緑化の重要性を認識し、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することを目的とする。

（事業）

第2条 県は目的を達成するため、学校における以下の取組の特別講師として緑のインタープリターを派遣する。

- （1）学校行事等で行う自然体験活動等
- （2）生活科・社会科・図工科・総合的な学習の時間等

（事業実施希望）

第3条 事業実施を希望する小・中学校等は、様式1に希望する内容を記載し、群馬県環境森林部森林局林政課長あてに提出する。

（選定基準）は別に定める

（事業実施決定）

第4条 県は、事業実施を決定したときは、様式2により実施希望学校長あて通知する。
なお、派遣する講師の選定は、県が行う。

（経費の負担）

第5条 本事業に係る講師派遣に要する経費については予算の範囲で県が負担する。

（その他）

第6条 本要綱に定めのない事項については、その都度、県、関係小・中学校等及び講師決定者等で協議することとする。